

1 漏えい等事案とは

- 霧島市個人情報管理規程（平成28年霧島市訓令第10号。以下「管理規程」という。）に定める個人情報の漏えいその他個人情報の管理に関して問題となる事案が発生又はそのおそれがある事案が発覚した場合（管理規程に定める特定個人情報等の漏えい等の事案その他の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合を含む。）をいう。

2 個人情報保護管理者の所管事項

- 漏えい等事案が発生した課等における個人情報保護管理者（当該課等の長又はこれに代わる者をいう。以下単に「個人情報保護管理者」という。）は、次に掲げる対応を総務部総務課と連携して実施。

- (1) 被害の拡大の防止 (2) 事実関係の調査及び原因の究明 (3) 影響範囲の特定
(4) 再発防止策の検討及び実施 (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

- 個人情報保護管理者が不在のときは、当該課等における課長補佐等（課長補佐等を置かない課等にあつては、その課の上席のグループ長とする。）が当該対応を代行して主導。

3 漏えい等事案が発生した場合の対応の流れ

No.	個人情報保護管理者	総務部総務課（長）	総括管理者（副市長）	市長
1	漏えい事案等に関する第1報	連携		番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合 国の個人情報保護委員会に報告
2	被害拡大の防止措置	個人情報保護管理者及び関係課に対して被害拡大の防止の指示		
3	事実関係の調査及び原因の究明 ① 漏えい等の有無の確認（漏えい等をしていたときは、漏えい先の特定を含む。） ② 漏えい事案等が発生させた者の特定 ③ 漏えい等のルートの解明 ④ 漏えい等の対象者並びに漏えい等をした個人情報の内容及び人数の特定			
4	影響範囲の特定			
5	再発防止策の検討及び実施	個人情報保護管理者と再発防止策の検討及び実施について協議	漏えい等事案の内容、影響等に応じて霧島市個人情報保護委員会を開催	
6	影響を受ける本人への連絡等			
7			事実関係及び再発防止策の公表	

◆→ は、報告又は指示を行う必要があることを表す。